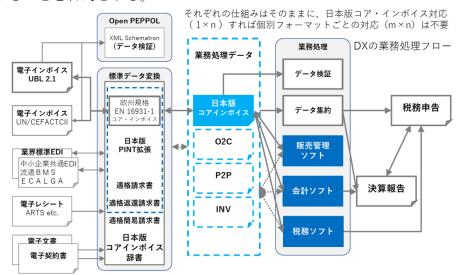
# 電子インボイスデータの XBRL GL 変換の説明

XBRL Japan 顧問 三分一信之

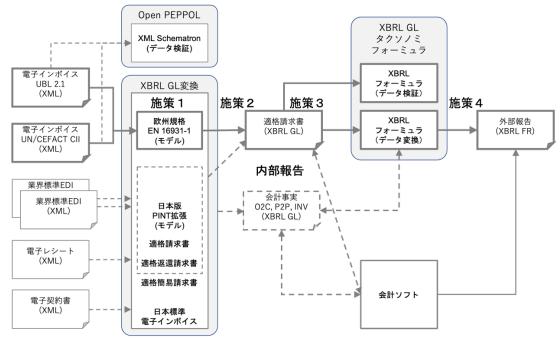
# 1 はじめに

# 1.1 電子インボイスの XBRL GL 変換

「適格請求書」、「適格返還請求書」、「適格簡易請求書」の全てへの対応も含めた「電子インボイス」の実用化に向け、「日本版コアインボイス」を仲介として「電子インボイスを中心とする」様々な形態の取引データを標準形式の業務処理データに変換し、会計ソフトでDX を実現することを目的とする。

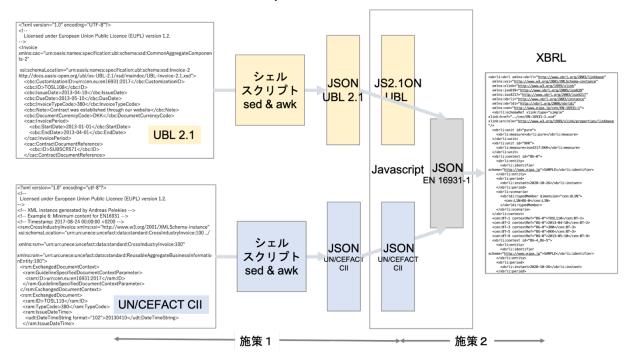


日本では、EDINET、東証、e-Tax, eLTAX などの財務報告が中心だが、米国や欧州では、明細データを XBRL で利用する事例も増えている(3章に事例紹介)。



電子インボイスデータのXBRL GL変換

## 1.2 POC (Proof of Concept) の紹介



#### 施策1

UBL 2.1 形式および UN/CEFACT CII 形式の異なる形式の電子インボイス(XML)ファイルが欧州版コア・インボイスに対応した共通のオブジェクトに読み込む。

- ① https://github.com/ConnectingEurope/elnvoicing-EN16931 で公開されている UBL 2.1 形式および UN/CEFACT CII 形式のテストデータ(XML 形式の電子インボイス)を入力としてシェルスクリプト(sed & awk)で JSON ファイルに変換する。
- ②JSON ファイルを Javascript でそれぞれの形式でメモリに展開する。
- ③それぞれの形式を EN 16931-1 コア・インボイスのオブジェクトに変換する。

#### 施策2

EN 16931-1 コア・インボイスのオブジェクトを XBRL のタクソノミで定義した XBRL インスタンス文書として出力する。

#### 施策3

Open PEPPOL では、ビジネスルールを XML スキーマトロンで検証する。XBRL には、フォーミュラ・リンクベースという機能があり、項目間の条件チェックや項目間の数値計算を定義できる。フォーミュラ・リンクベースで Open PEPPOL と同様のビジネスルールをチェックする。

#### 施策4

フォーミュラ・リンクベースを使用して、明細データを報告データに集計する。

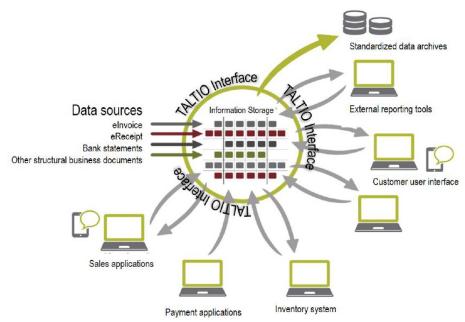
施策1~施策4については別紙も参照願います。

### 1.3 標準データ変換

標準データ変換を実現するには、次の3つの方式がある。

### a) クラウド変換サービス

北欧スマート政府では、中小企業向けのクラウド会計サービスの提供を検討している。この 形式では、取引データを政府の管理するクラウドサービスにアップするだけでクラウド会計 サービスが利用可能となり、中小企業では本業により多くの時間を割くことができる。 クラウド会計サービスでもこの形式が可能。



### b) ERP

全社が単独の ERP で統合されている場合でも、業界内での優位性を可能にしている独自システムや海外支社の個別システムなどとの連携が不可欠。

ERP以外の業務システムも含めてデータ統合するために標準データに変換して統合する。

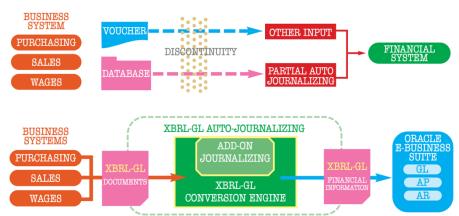


Figure 1: LEGACY SYSTEM

http://www.xbrl.org/business/companies/breathing-new-life-into-old-systems.pdf

#### c) オープンソース

標準データ変換は、入力データ形式と変換先の「日本版コア・インボイス」が定義されていれば、開発の難易度はそれほど高くない。オープンソースを提供し、利用促進を図る。

# 1.4日本版コア・インボイスの策定

Open PEPPOL の国際化対応(PINT)として、日本の電子インボイスの標準仕様を規定する前に、「適格請求書」、「適格返還請求書」、「適格簡易請求書」への対応を前提とした「日本版コア・インボイス」を Open PEPPOL がその前提としている欧州規格 EN 16931-1 で規定されている「コア・インボイス」と日本で実際に使用されている「中小企業標準 EDI」との比較に基づいて設計検討を行った。

これまでの主な検討課題を次に示す。

- 1.内税/外税
- 2.数量および単位の表現
- 3.ALLOWANCE & CHARGE
- 4.法人の識別子
- 5.コード表
- 6.電子レシート対応
- 7.明細部参照文書の識別キーについて
- 8.住所の項目(工場や部門の指定方法)
- 9.DX 対応の項目
- 10.事業者の対応関係
- 11.支払手段の日欧比較
- 12.請求書明細注記

これらの課題に対する方針を決定するとともに他の業界標準 EDI(流通 BMS, JEITA ECALGA)ともデータ項目の対応を確認して、「日本版コア・インボイス」を定義する。「日本版コア・インボイス」の代表的な記載例を 10 種類程度準備して以降に示すように国内の業界標準 EDI との変換テストおよび Open PEPPOL(PINT)との変換テストを実施する。

「適格請求書」、「適格返還請求書」、「適格簡易請求書」として必要となる検収書や出荷 案内書などの「電子文書」についても候補を選別し、変換テストの対象とする。

# 1.5 業界標準 EDI との変換検証

業界標準 EDI(中小企業共通 EDI、流通 BMS、JEITA ECALGA)と調整の上で決定した「日本版コア・インボイス」の項目とそれぞれの業界標準 EDI で定義されたデータ項目との変換規則を定義する。欧州規則 CEN/TS 16931-3 シリーズで規定している UBL2.1 やUN/CEFACT CII との対応規定と同様にそれぞれの業界標準 EDI との対応規定を定義し、「日本版コア・インボイス」との変換を検証する。

# 1.6 Open PEPPOL (PINT)との変換検証

こうした課題に対する対応方針を決定した後で、Open PEPPOL の国際化対応(PINT)の拡張 可否の調整を行うことになる。PINT では、項目の定義に加えてビジネスルールの定義、その XML Schematron のテストスクリプトの定義、そして定義されている項目をどう使用するかについてのガイドブックが必要。

日本版 PINT との対応規定を定義し、「日本版コア・インボイス」との変換を検証する。

### 1.7「真正性」および「完全性」

電子インボイスの「真正性」および「完全性」について、項目間で確認しなければならない ビジネルルールを日本の商慣習との整合性を確認した上で定義する。 法人を識別し、その真正性を保証する仕組みの検討も不可欠と考える。

# 2 これまでの検討課題

### 2.1 内税/外税

Q 税込と税抜の金額を両方持てば良いということではなく、どちらが基準になって計算されているのかが分からないと端数処理が正しくなりません。内税であれば、税込金額が基準になって税額を計算し、税抜金額が計算されます。外税であれば、税抜金額が基準になって税額を計算し、税込金額が計算されます。請求段階で再計算することがありますので、「税抜/税込の切替フラグ」か「内税/外税」のフラグに相当するフラグが無いと端数が合いません。

「内税/外税」のフラグはありますか? 「内税/外税」の問題は消費税法の問題ではなく、取引先との決めの問題です。取引先毎、品目毎で変わります。

### A 検討状況

[EN 16931-1 コア・インボイス] 明細行の品目の金額計算

(BT-146 契約単価) = (BT-148 品目総価格) - (BT-147 品目割引価格)

ENでは、税抜き金額のように読めるので、日本販でも税抜き固定としたいと思います。明細行における税込み単価については、jBT-146 品目取引単価(税抜き)を標準とし、オプションとしてjBT-284 品目取引単価(税込み)を追加することで対応したいと思います。この対応で、海外とのインボイス交換では、税抜き/税抜きの判断することなく、無条件に税抜きで処理可能です。Open PEPPOL では、項目間の関係をビジネスルールとして定義し、XML スキーマトロンで検証しており、ルール定義を明確にするためには、項目の定義は一意的に明確であることが重要なので、切り替えフラグ対応ではなく項目追加としました。ですが、日本の商慣習への対応のため「内税/外税」フラグを追加します。

明細行の計算

(BT-131 課税対象金額(税抜き)) = (BT-146 契約単価) x (BT-129 納入数量) 税率ごとの計算

(BT-117 税額) = (BT-116 課税対象の合計金額(税抜き)) x (BT-119 税率)

(BT-109 税抜き合計金額) = Σ(BT-116 課税対象の合計金額(税抜き))

(BT-110 消費税合計金額) = Σ(BT-117 税額)は金額

(BT-112 消費税込み合計金額) = (BT-109 税抜き合計金額) + (BT-110 消費税合計金額)

[中小企業共通 EDI] 我が国商習慣では外税表記と内税表記が両方使用されており、税法上もいずれの表記も許容されています。同じ業界内でも混在して利用されているのが実態です。従って契約単価を外税(税抜き)に固定することができません。外税、内税の識別は各業界 EDI 標準でも識別キー情報項目を設けていますので我が国ではこの識別キー要件は必須になります。

中小企業共通 EDI では明細行で外税、内税が混在すると分かりにくく処理が面倒になるので、明細行の外税、内税の混在を禁止しています。内税、外税の識別はヘッダ部の税クラスに「税計算方式」を設けて文書全体の外税、内税のいずれかの指定を行っています。

UBLの単価情報項目が利用できないもう一つの理由は適格請求書保存方式です。適格請求 書保存方式では明細行における消費税計算を禁止し、ヘッダ部の合計値で税率ごとに計算す ることを要件としています。従って明細行の契約単価の情報項目は税に触れることができま せん。

適格請求書保存方式では売上金額は税込金額を本則として求めています。ただし適格請求書には税額表記が必須ですから、税抜き金額表記でも税込み金額と同等と見做して許容するという考え方です。

我が国では外税会計の企業と内税会計の企業が混在していますので、中小企業共通 EDI は合計金額情報項目に「税込み」と「税抜き」の情報項目を提供することにしました。 修正版 EXCEL の契約単価に UBL 方式をマッピングされていますが、これらは定義が異なりますのですべて削除し、原案通り我が国固有の契約単価として独立してマッピングすることをお願いします。

すでにユーザーが導入している業務アプリでは取引単価は情報項目を一つしか実装していません。業務アプリの EDI への連携を容易にするため、「税計算方式」で内税・外税を外部で識別する方式としました。UBL 対応を考慮して再検討します。

### 2.2 数量および単位の表現

[EN 16931-1 コア・インボイス] 日本版コアインボイスでも次の定義としたいと思います。 iBT-129 数量 請求書明細行で請求される品目(商品やサービス)の数量

jBT-130 数量単位コード 欧州規格のコアインボイスに合わせて、UN/ECE - Trade -

<u>UNECE</u> で使用されているコードに統一する。Rec 20 – Codes for Units of Measure Used in International Trade

UN/ECE 勧告第 20 号(第 4 版) 国際貿易に用いられる計測量単位コード

CEFACT/ICG/2006/IC001

PEPPOL BIS Billing 3.0 | UN/ECE Recommendation 20

Rec 21 – Codes for Passengers, Types of Cargo, Packages and Packaging Materials (with Complementary Codes for Package Names)

UN/ECE 勧告第 21 号(第 7 版) 旅客、貨物、荷姿、梱包材の種類のコード ECE/TRADE/CEFACT/2009/25

PEPPOL BIS Billing 3.0 | UN/ECE Recommendation 21

jBT-269 バラ数量、jBT-282 パッケージ数量、jBT-281 入り数 の定義は、海外の方に説明 することは難しいと思いますし、数量単位を国際標準に合わせた方が互換性に優れていると 思います。一つ一つの個数のときは、Rec 20 の次を使用するようです。

C62 one Synonym: unit

また、荷姿を指定するときは、Rec 21 を使い、例えば、「木箱」は次の指定です。

#### 4C Box, natural wood

なお、EN 16931-1 「BT-130 数量単位」の説明には、次の記載があります。

『数量単位は、UN/ECE 勧告のリストから選択しなければならない。勧告第20号: 国際取引に用いられる単位のコードおよび 勧告第21号: 乗客、貨物種類、梱包、梱包材コードに記載された方法を適用する。ほとんどの場合、発注者と受注者がソフトウェアにこれらのリストを完全に実装する必要はありません。受注者は、自社の商品やサービスに必要な単位をサポートするだけでよい;し、発

注者は、請求書で使用されている単位が他の文書で使用されている単位と等しいことを確認するだけで済みます(契約書、カタログ、注文書、および出荷案内書など)。』その他のコード表は、<u>- Trade - UNECE</u> にあります。

明細行の品目の金額計算

(BT-146 契約単価) = (BT-148 品目総価格) - (BT-147 品目割引価格)

(BT-149 品目価格ベース数量)

(BT-150 品目価格基準数量単位コード)=(BT-130 Invoiced quantity unit of measure code)

(BT-131 課税対象金額(税抜き)) = (BT-146 契約単価) x (BT-129 納入数量)

(BT-117 税額) = (BT-116 課税対象の合計金額(税抜き)) x (BT-119 税率)

(BT-109 税抜き合計金額) = Σ(BT-116 課税対象の合計金額(税抜き))

(BT-110 消費稅合計金額) =  $\Sigma$ (BT-117 税額)

(BT-112 消費税込み合計金額) = (BT-109 税抜き合計金額) + (BT-110 消費税合計金額)

▲ 特価販売(値引き)価格や出荷手続き料金は、契約単価にどのように組みかむかによって扱いが異なると考えます。上記の付加料金込みで単価契約されているのであれば、明細には単に「契約単価」として表記されると思います。税計算はヘッダ部の合計計算段階で処理されます。付加料金を別建てでテンポラリーに清算するのであれば、月締めで項目を分けて処理されると思います。特価販売(値引き)などは適格返還請求書の対象としての処理になります。

数量については我が国では注文メッセージの段階で次の2つの方式が利用されています。

【方式1】流通業界方式(流通 BMS)

- ・注文数量 (バラ)
- · 注文数量(発注単位)
- ・発注単位数 → 最小発注 LOT 数

【方式2】電気・電子業界方式(JEITA-ECALGA)

- 注文数量
- ・入り数 → 発注がパッケージ数や通い箱数などの場合の収納数

【方式1】は注文段階で「バラ」と「発注単位」に分けて発注する方式です。発注単位で発注する場合は発注単位数のデータを併せて送信します。

【方式2】は注文段階では注文数量を指定しますが、「バラ」と「発注単位」は区別していません。「入り数」にデータがある場合は、注文数量をパッケージ数として指定したと見做します。この方式は UBL の数量定義と類似しています。

中小企業共通 EDI はこれまで【方式2】を採用していました。この度、電子インボイスについて請求メッセージの再検討を行った結果、国連 CEFACT CII に合わせることとしました。国連 CEFACT CII の数量は次の情報項目を採用しています。

- ・ package quantity. → 「パッケージ数量」と日本語化
- ・ product unit quantity → 「バラ数量」と日本語化
- ・ per package unit quantity → 「入り数」と日本語化

中小企業共通 EDI 標準 ver.4 では請求メッセージに上記の国連 CEFACT CII 方式を採用することとし、合わせて注文メッセージも同じ情報項目に変更する方針としています。この方式は上記の【方式1】流通 BMS に類似しています。

今後、各業界との協議で日本版コアインボイスは両方の方式を利用できるようにすることが 必要になるかもしれません。 jBT-269 バラ数量、jBT-282 パッケージ数量、jBT-281 入り数 の定義は国連 CEFACT CII のコアインボイス情報項目ですから、国連 CEFACT CII を利用する各国では標準情報項目です。我が国の流通 BMS 方式と ECALGA 方式のいずれにも対応する情報項目セットについて再検討します。

適格返還請求書は受注者の請求金額がマイナスとなる請求書に国税庁が付与した名称と考えています。税額計算の手順はプラス金額の適格請求書と同じ要件が求められています。 allowance を利用して適格返還請求書に対応させる場合、税率ごとの税計算データ情報項目

はどのように対応されるでしょうか?

### 2.3 ALLOWANCE & CHARGE

**Q** 次のような場合の情報をどの項目で記述するのか。アローアンスやチャージが使えないか。

- \* 値引きなどの適格返還請求書
- \* 個人事業主への源泉徴収税額を差し引いた支払いに対する請求書
- \* 銀行口座への振り込み時の振込手数料を差し引いた支払いを認める請求書

ALLOWANCEの日本語翻訳は、「控除(返還請求)」。適格返還請求書へのデータ項目の対応が必要であり、ALLOWANCEを請求書全体に適用される控除(返還請求)に関する情報とした。源泉徴収税などの控除(返還請求)もこのグループで指定する。

ENでは、適格返還請求書に記載する税額が記載できない(総合計では税率ごとの明細が報告できない)ので取引税に返還請求書の税区分を設けて記載する。

定義例は、次の Excel を参照。

「適格請求書」シートは、値引き後の単価のみを記載する例。

「適格返還請求書対応」シートは、問19の回答に従った記載例。

また、この翻訳を反映した「日本版コアインボイス」も確認してください。

A 海外におけるアローアンスやチャージの具体的な使用例を知りたいと考えています。これらの使用例が上記のケースに適合するかの見極めがまず必要と考えます。

まだ検討が始まっていいませんが中小企業共通 EDI の月締め請求書では、適格請求書と適格返還請求書が混在する請求メッセージ構造が実務面では必要と判断し、これらを識別するために類型コード(Category. Code)を設けて識別しています。情報項目は適格請求書も適格返還請求書も同じ項目を利用します。

値引きについては UBL では単価に区分を設けて定義していることがわかりました。我が国では月締め段階、またはプロジェクト終了段階で値引き処理することが多いので、都度請求の段階で単価に反映させることは一般的ではありません。適格請求書保存方式も積上げ結果に対して一回の税計算を要求していますので明細段階での値引きと消費税との関係も調査が必要です。

本件については各業界の調査が必要だと思います。

## 2.4 法人の識別子

**Q** 法人(もしくは個人事業主)の識別子は、どのように表現されるか質問です。 法人等の識別子は、次があります。法人番号、LEI (Legal Entity Identifier)、民間の発番す るコード (例.TDB の企業コード、など) 「国際標準規格に基づく発番機関登録」が発行する識別子には次があり、夫々メリット・デメリットがあります。

UN/EDIFACT データエレメント 3055、ISO/IEC 6523-2、ISO/IEC 15459-2

例.法人番号:個人事業主に付番されない

例.LEI:個人事業主を付番対象としているが、申請制である

例.民間コードは、当該企業が業務を終了するなどが、懸念される

そのため、法人の識別子は「複数格納可能」とするのが良いでしょうか。

更に「複数格納可能」とする場合、夫々プレフィクスを指定するのが良さそうです。

(発番機関コード+個別企業コード、など)。

例. (ISO/IEC6523-2 が冗長なので工夫が必要かもしれません...)

ISO/IEC6523-2-0188-7010401018377 (→意味:法人番号で帝国データバンク)

ISO/IEC6523-2-0170-985732401 (→意味: TDB 企業 CD で富士通)

A 適格請求書発行事業者登録番号の他に、jBG-4 受注者を時期別するために設定可能なデータ項目には、次のようなものがあります。jBT-32「受注者の適格請求書発行事業者登録番号」以外のどの項目に何をどう設定するかはこれから皆様と調整させていただくことになります。

iBG-4 受注者

jBT-29 受注者コード 注文を受ける企業/工場・事業所・事業部門等を表すコード

jBT-30 受注者国際企業コード 注文を受ける企業を表す国際企業コード中小企業共通

EDI では法人番号を利用

iBT-31 受注者消費税識別子

jBT-32 受注者の適格請求書発行事業者登録番号 登録された請求者の適格請求書発行事業者 登録番号

iBT-33 受注者追加法的情報

jBT-34 受注者電子機器アドレス スキーム識別子 請求書に対するアプリケーションレベルの 応答が配信される受注者の電子アドレスを識別

例えば、BT-29 受注者の識別子について EN 16931-1 では、

「受注者識別子の識別スキーム識別子。使用する場合、識別スキーム識別子は、ISO / IEC6523 保守機関によって公開されたリストのエントリから選択する必要があります。」としています。

「国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/houjinbangou/hatsubankikan.htm にあるように、国税庁が発番機関登録した国際標準規格は、

①UN/EDIFACT データエレメント 3055、②ISO/IEC 6523-2 及び③ISO/IEC 15459-2 の 3 つです。

このうち、ISO/IEC 6523-2 が該当しますので、共通の企業コードとして国税庁発行の法人番号を設定することができます。

# 2.5 コード表

Qどんなコード表が使われていますか。

A EN の $\underline{\neg}$ ード表次のようなコードが使われています。

Alloawnce code etc.

<u>UN/EDIFACT D.16B</u> - Data Element [5189] (unece.org)

TAX DUTY/TAX/FEE DETAIL

https://service.unece.org/trade/untdid/d97a/trsd/trsdtax.htm

5283 DUTY/TAX/FEE FUNCTION QUALIFIER

義務・税・料金情報の機能を識別するコード

5305 DUTY/TAX/FEE CATEGORY, CODED

税・関税・手数料の種類のシステムの中で、税・関税・手数料のカテゴリーを識別するコード。

[2020-12-14] BT-158A 品目分類識別子

PEPPOL BIS Billing 3.0 | Item type identification code (UNCL7143)

### 2.6 電子レシート対応

電子レシート対応につてはまだ検討が始まっていませんが、UBL 対応のためにクレジット 関連の情報項目組み込みを検討します。

# 2.7 明細部参照文書の識別キーについて

Q 改定 Excel の 234 行 jBT-272 以降の参照文書は、33 行以降に文書単位で記載し、明細行では、参照する明細行のみとしたいのですが。同じ内容が複数の明細行に繰り返されるとメッセージサイズが大きくなりますし、構造が分かりにくくなります。また、233 行 jBT-271 明細行契約とした項目も契約書の明細行への参照でしょうか。EN では文書参照番号のみだが、日本版では、文書番号以外に発行日、文書名、履歴番号を記載 (契約文書、注文書、受注書、出荷案内書)している。例えば、BT-132 Referenced purchase order line reference について EN では、BT-13 Purchase order reference で記載した参照する発注書の参照との関係は、An identifier for a referenced line within a purchase order, issued by the Buyer. The purchase order identifier is referenced on document level.とされているので文書全体の箇所で参照した発注書の明細行を指定する情報です。

▲ 識別キーを行番号のみとするためには、明細行が所属する参照文書を識別する手段が必要です。ヘッダ部の参照文書はエビデンス候補として次の2つがあります。

- · 注文書 or 受注書
- 出荷案内書

この2つの情報項目にデータが存在し、この2つの文書番号が異なる場合は、明細行参照 文書の行番号だけではどちらの文書の行番号を指定したのかが判別できなくなります。ヘッ ダ部の参照文書にエビデンス指定フラグなどを追加すれば、明細行参照は、行番号のみでも 可能になりますが、業務アプリ側が対応してくれるか懸念が残ります。これらを考慮して明 細行の参照文書にヘッダ部と明細部のキー情報項目をセットで挿入し、この明細行のエビデ ンス文書を特定できるようにしました。

なお参照文書をユニークにするキー情報項目以外の情報項目については、削除することを検 討します。

参照キーとして必要になるのは文書番号ですが、注文変更を枝番で管理しているケースが多くあるので、履歴番号を参照キーとして

追加しています。(■表記)

文書名や発効日は無くても良いと考えます。 今後、各業界が削除を了解すれば修正可能です。

# 2.8 住所の項目 (工場や部門の指定方法)

**Q** EN では、郵送先住所を記載しているが、日本版では不要なのか。**DELIVER TO** ADDRESS にも対応先がない。**A-NZ** の **BIS Billing** 解説書では、住所は、同じ登録番号を記入している事業者が支店、営業所、工場、倉庫などどことの取引かを区別するために有益だということです。

A PEPPOL は住所で支店、営業所、工場、倉庫を識別する方式であることは理解しました。我が国の大手業界 EDI では同じ目的で部門コードを設けて対応しています。中小企業共通 EDI では部門コード方式と住所方式のいずれでも対応できるようにするために注文メッセージと出荷案内メッセージには両方を組み込みましたが、請求では住所を削除しています。

住所等は共通 EDI 標準では注文情報や出荷案内情報ではメッセージに組込みましたが、請求では実務上利用しないと判断し、省略しています。もともと大手業界 EDI では注文情報にも住所等は全てのメッセージに組込んでおらず、中小企業共通 EDI が追加した情報項目です。UBL との対応で追加が適切ということであれば、追加は可能です。

## 2.9 DX 対応の項目

Q次の参照文書 ID は、自動消込みや業務の自動振り分けに使用されているように思える。 日本版での使用方法を検討する必要あり。

- \* BT-15 Receiving advice reference
- \* BT-17 Tender or lot reference
- \* BT-18 Invoiced object identifier Scheme identifier
- \* BT-19 Buyer accounting reference

**A** これらの情報項目の利用法が不明なため、マッピングしていません。まず利用法を日本 の商習慣に反映する辞書が必要だと思います。その上でその要否は関係団体の意見ヒアリン グの結果に従いたいと思います。

# 2.10 事業者の対応関係

- Q 事業者の対応関係を定義したい
- \* SELLER 受注者 (適格請求書発行事業者登録番号あり)
- \* BUYER 発注者
- \* PAYEE 支払先
- \* SELLER TAX REPRESENTATIVE PARTY 請求者(適格請求書発行事業者登録番号あり)
- \* DELIVERY INFORMATION 納入先

と対応させたが、これで良いか。請求先は、対応する項目がないようだが、この概念は、売 り手(請求する)側なのか買い手(請求される)側なのか。

**A** 国連 CEFACT では invoicee (請求先) と invoicer (請求者) が BIE として定義されています。

商流取引では発注者と受注者の組合せと、請求者と請求先との組合せが異なるケースがあるので分離して定義しました。買い手は現場の組織であり、支払者は現場を管理する組織などのケースを想定しており、請求先は買い手側の支払者です。

支払先は金融連携への接続キーとして組み込んでいます。

## 2.11 支払手段の日欧比較

QENでは、次の3種類が規定されているが、日本版では、銀行口座への振り込みのみ、 適格簡易請求書も含めるとこの3種類が必要と思える。

また、Open PEPPOLでは、銀行口座への振り込みは、IBAN のみの指定であり日本のように詳細な指定は行なっていない。

- \* BG-17 CREDIT TRANSFER
- \* BG-18 PAYMENT CARD INFORMATION
- \* BG-19 DIRECT DEBIT

A中小企業取引でも追加の必要性を検討します。各業界からの追加要望についても調査したいと思います。

### 2.12 請求書明細注記

**Q** 請求書明細注記を応用することで表現可能な取引の幅が広がりそうに思うのですが。

- \* BT-127 Invoice line note 請求書明細ノート 請求書の行に関連する非構造化情報を提供する テキストメモ。
- \* BT-128A Invoice line object identifier 請求書明細オブジェクト識別子 請求書明細の基準となるオブジェクトの識別子で、売り手が指定します。必要に応じて、予約番号、電話番号、メーターポイントなどを指定できます。
- \*BT-128B Scheme identifier スキーム識別子 請求書明細オブジェクト識別子の識別スキーム識別子。 識別子にどのスキームが使用されるかが受信者にとって明らかでない場合、条件付きスキーム識別子が使用されるべきであり、それは UNTDID 1153 コードリスト [6] 項目から選択される。

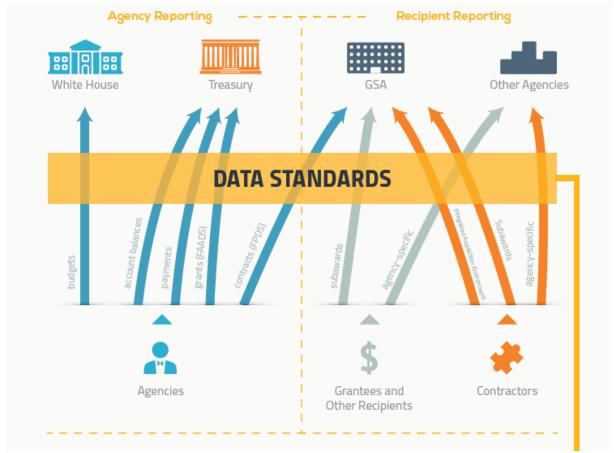
A 注記を利用すると標準化されたデータ定義ではなくなるため、人間系の判断が必要になります。生産性向上のための自動突合を目的とする趣旨に反しますので、注記は取引当事者のローカルなデータ交換の利用に留めるべきであると考えています。

汎用化できるデータについては極力標準データ項目として新設定義する方針で標準策定を進めてきました。新設が必要な情報項目は国連 CEFACT に申請し、共通辞書 (CCL) へ反映する手続きを踏んでいます。消費税関係の追加情報項目についてはすでにかなりのアイテムが CCL へ追加されました。更に CCL2021 年バージョンへの追加申請の準備を進めています。

# 3 XBRL 先行事例

## 3.1 米連邦 Data Act

- 行政管理予算局と財務省は予算/歳出データの標準化を実施
- 明細データが XBRL 形式で提供されている

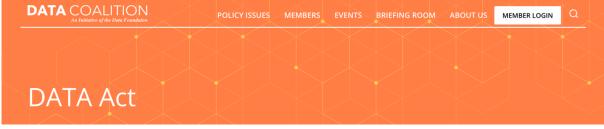


The Digital Accountability and Transparency Act of 2014, or DATA Act, requires the U.S. federal government to transform its spending information into open data.

President Barack Obama signed the DATA Act (Public Law No. 113-101 official text) into law on May 9, 2014.

2014年のデジタル説明責任と透明性に関する法律(DATA Act)では、米国連邦政府が支出情報をオープンデータに変換することを義務付けています。

バラク・オバマ大統領は、2014年 5月 9日にデータ法(公法第 113-101 号公式テキスト)に署名しました。



https://www.datacoalition.org/policy-issues/government-spending/data-act/

### 3.2 北欧スマート政府

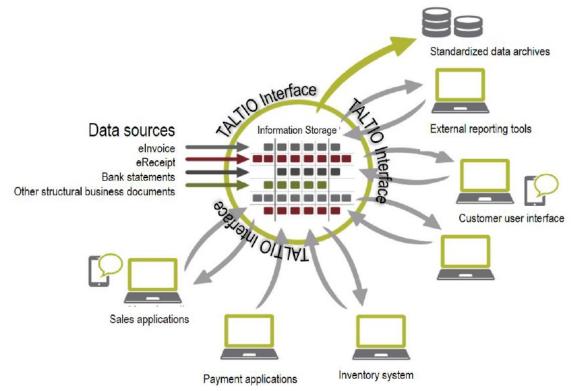


Figure 1.1. TALTIO as a standard interface enabling interoperability between systems

『図 1.1 は、共通のインタフェースと協調によって完全に相互運用可能な、将来の ERP システムのビジョンを示している。このデジタルで相互運用可能なインフラストラクチャでは、データは情報システム内および監督機関への報告にリアルタイムで自動的に流れ、データの利用可能性を最大限に高める。より多くのプロセスをデジタル化できるため、非生産的な手作業も排除できる。標準化されたインタフェースは、製品情報やその他の計測可能な詳細データを含むビジネストランザクションの詳細データを取得するための鍵でもある。より質の高いデータにより、民間部門と公共部門の両方のニーズに対応するデータ分析の新しいイノベーションが可能になる。さらに、相互運用性により、トランザクションコストの削減、効率の向上、より透明性の高い手順、およびより良いコミュニケーションにつながる。XBRL Global Ledger Taxonomy Framework (XBRL GL) は、会計および運用システムにおける詳細データの全体的かつ一般的な XML(XBRL)ベースの表現であり、トランザクション標準から業務報告の標準へのブリッジとしてビジネスレポーティング・サプライチェーンを可能にする。 XBRL GL は、総勘定元帳の情報交換、およびオブジェクト指向の会計、数量会計を支援する完全な元帳(買掛金、売掛金、在庫、給与、注文入力、購入、銀行)の情報交換のためにコンピュータープログラムで使用でき、業務の透明性を支援する。』

"Nordic Smart Government 2.0 TALTIO Proof-of-concept", 2019